

世田谷区立区民会館の指定管理者の候補者の選定結果について

(付議の要旨)

平成28年4月からの世田谷区立区民会館の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定したので報告する。

1. 公募施設

(1) 主旨

世田谷区立区民会館条例(以下「条例」という。)第7条第1項に基づき、平成28年4月からの世田谷区立区民会館の指定管理者候補を下記のとおり選定した。今後は、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を、平成27年第3回区議会定例会に提出する。

(2) 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	施設所在地	指定管理者の候補者名及び所在地
世田谷区民会館	世田谷区世田谷四丁目2番27号	株世田谷サービス公社 世田谷区太子堂三丁目2番9号
世田谷区民会館別館 (三茶しゃれなあとホール)	世田谷区太子堂二丁目1番7号	株世田谷サービス公社 世田谷区太子堂三丁目2番9号
北沢区民会館別館 (梅丘パークホール)	世田谷区松原六丁目4番1号	株世田谷サービス公社 世田谷区太子堂三丁目2番9号
玉川区民会館	世田谷区等々力三丁目4番1号	株世田谷サービス公社 世田谷区太子堂三丁目2番9号
玉川区民会館別館 (上用賀アートホール)	世田谷区上用賀五丁目1番1-102号	株共立 渋谷区代々木五丁目40番13号

(3) 指定期間

世田谷区民会館	3年間(平成28年4月1日から平成31年3月31日)
世田谷区民会館別館	5年間(平成28年4月1日から平成33年3月31日)
北沢区民会館別館	5年間(平成28年4月1日から平成33年3月31日)
玉川区民会館	1年間(平成28年4月1日から平成29年3月31日)
玉川区民会館別館	5年間(平成28年4月1日から平成33年3月31日)

(4) 選定方法等

①選定方法

条例第7条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定することとした。

条例施行規則第16条の規定により、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、条例第7条第3項の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書等の審査及び財務審査の結果を総合的に評価し、指定管理者の候補者を選定した。

②委員会開催状況

平成27年6月29日	第1回委員会	(審査項目及び審査方法の審議)
平成27年7月10日	第2回委員会	(書類審査、ヒアリング審査)
平成27年7月14日	第3回委員会	(最終審査)

## (5) 委員会の構成

氏名	役職・所属等
○ 境 新一	成城大学教授
小林 憲史	東京税理士会世田谷支部
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国士舘大学教授
藤本 秀雄	町会総連合会
齋藤 洋子	生活文化部長
渡辺 正男	烏山総合支所長

○は委員長

## (6) 選定結果

- ①第1回委員会では、申請者が現指定管理者のみの1社であることを確認したので、以下について決定した。
- ・第1次審査（書類審査）の審査項目及び配点。財務諸表の財務診断結果を第1次審査に反映すること。
  - ・第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査）の審査項目及び配点。
  - ・第1次、第2次の審査の合計点をもって最終審査の評価をすること。
  - ・第1次、第2次審査とも7割程度の得点を審査基準点とすること。
  - ・第2回委員会までに各自申請書類に基づき第1次審査の採点を行うこと。
- ②第2回委員会では、第1次審査の得点が審査基準点を上回っていることを確認した。引き続き、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第2次審査の採点を行った。
- ③第3回委員会では、第2次審査の得点が審査基準点を上回っていることを確認した後、総合的に審査した。その結果、(株)世田谷サービス公社及び(株)共立を次期指定管理者の候補者として選定した。
- なお、選定結果は別紙1、2のとおりである。

## 2. 公募によらない施設

### (1) 主旨

世田谷区立区民会館条例に基づき、世田谷区立北沢区民会館の指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、平成28年4月からの指定管理者の候補者として選定した。

今後は、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を平成27年第3回区議会定例会に提出する。

### (2) 施設名称・指定期間及び指定管理者の候補者名等

施設名称	所在地	指定期間	指定管理者の候補者名
世田谷区立北沢区民会館	世田谷区 北沢2丁目8番18号	平成28年4月1日 ～平成28年9月30日	アクティオ株式会社

### (3) 選定方法等

#### ①選定経緯

北沢区民会館は改修工事のため、次期指定期間は平成28年4月から9月までの6ヶ月間となる。この短期間で新たな事業者が指定管理制度の効果を上げることは困難なため、現在の指定管理者から、6ヶ月間の事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行った。

## ②選定方法

第1回委員会において、世田谷区立区民会館条例第7条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて決定を受けた。

この決定に基づき現在の指定管理者より提出された事業計画書、収支計画書等を基に、運営管理体制・個人情報保護・雇用計画・研修計画・収支計画及び利用料金・事業計画及び地域貢献・サービス改善の取組・経営基盤の各項目について、審査を実施し、指定管理者候補者としての適格性を審査した。

### (4) 選定委員会の構成

上記公募施設の構成のとおり

### (5) 選定結果

上記評価項目について、次期指定管理者の候補者として適格性があるものと評価された。

## 3. 今後のスケジュール

平成27年9月2日	区民生活常任委員会報告（選定結果）
9月中旬	区議会第3回定例会（指定管理者の指定の提案）
平成28年4月1日	次期指定管理者による管理運営開始

1. 施設名称 世田谷区立世田谷区民会館  
世田谷区立世田谷区民会館別館  
世田谷区立北沢区民会館別館  
世田谷区立玉川区民会館

## 2. 指定管理者申請団体

団体名・代表者	所在地
(株)世田谷サービス公社 代表取締役 田中 茂	世田谷区太子堂三丁目 2 5 番 9 号

## 3. 指定管理者の候補者名

(株) 世田谷サービス公社

## 4. 評価結果

## (1) 第1次審査 (書類審査)

審査項目	配点	(株)世田谷サービス公社			
		世田谷区民 会館	世田谷区民 会館別館	北沢区民 会館別館	玉川区民 会館
1. 施設等の管理実績	28	28	28	28	28
2. 運営管理体制	168	146	146	146	146
3. 個人情報保護	56	54	54	54	54
4. 雇用計画	56	52	52	52	52
5. 研修計画	42	38	38	38	38
6. 収支計画・利用料金	98	77	75	75	78
7. 事業計画	84	70	70	70	70
8. サービス改善の取組み	98	70	68	68	68
9. 経営基盤 (過去3か年の 経営状況・事業状況)	70	49	49	49	49
合 計	700(a)	584(c1)	580(c2)	580(c3)	583(c4)
審査基準点		490点 (7割) (e)			

## (2) 第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

審査項目	配点	(株)世田谷サービス公社			
		世田谷区民 会館	世田谷区民 会館別館	北沢区民 会館別館	玉川区民 会館
1. 運営管理体制	70	60	60	60	60
2. 雇用計画	35	33	33	33	33
3. 収支計画	70	47	47	47	47
4. 地域交流貢献・事業企 画	70	51	51	51	51
5. サービス向上の方策 の検討	70	51	51	51	51
6. ヒアリング評価	35	24	24	24	24
合 計	350(b)	266(d1)	266(d2)	266(d3)	266(d4)
審査基準点		245点 (7割) (f)			

### (3) 最終審査

	配点	(株)世田谷サービス公社			
		世田谷区民 会館	世田谷区民 会館別館	北沢区民 会館別館	玉川区民 会館
第1次審査	700(a)	584(c1)	580(c2)	580(c3)	583(c4)
第2次審査	350(b)	266(d1)	266(d2)	266(d3)	266(d4)
合 計	1050(a+b)	850(c1+d1)	846(c2+d2)	846(c3+d3)	849(c4+d4)
審査基準点		735点(7割) (e+f)			

第1次審査及び第2次審査の結果を踏まえて総合的に審査した。

#### 5. 選定の理由

選定審査基準のほぼすべての項目において、選定委員全員から高い評価を得た。収支改善の方策における計画性にやや不明な点があるものの、全体的には安定した経営が期待でき、特に雇用計画において障がい者、高齢者を積極的に採用する姿勢は高く評価された。

1. 施設名称 世田谷区立玉川区民会館別館

2. 指定管理者申請団体

団体名・代表者	所在地
(株)共立 代表取締役 横田 健二	渋谷区代々木5丁目40番13号

3. 指定管理者の候補者名  
(株)共立

4. 評価結果

(1) 第1次審査(書類審査)

審査項目	配点	(株)共立
1. 施設等の管理実績	28	28
2. 運営管理体制	168	142
3. 個人情報保護	56	54
4. 雇用計画	56	40
5. 研修計画	42	42
6. 収支計画・利用料金	98	71
7. 事業計画	84	72
8. サービス改善の取組み	98	78
9. 経営基盤(過去3か年の経営状況・事業状況)	70	70
合計	700(a)	597(c)
審査基準点		490点(7割)(e)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

審査項目	配点	(株)共立
1. 運営管理体制	70	68
2. 雇用計画	35	35
3. 収支計画	70	57
4. 地域交流貢献・事業企画	70	57
5. サービス向上の方策の提案	70	58
6. 個別評価	35	30
合計	350(b)	305(d)
審査基準点		245点(7割)(f)

(3) 最終審査

審査項目	配点	(株)共立
第1次審査	700(a)	597(c)
第2次審査	350(b)	305(d)
合計	1050(a+b)	902(c+d)
審査基準点		735(7割)(e+f)

第1審査及び第2次審査の結果を踏まえて総合的に審査した。

#### 5. 選定の理由

選定審査基準のほぼすべての項目において、選定委員全員から高い評価を得た。最寄駅より至近の位置ではないこと、また専用の駐車場がないこと等により利用率の低下が懸念されるものの、モニタリング機能を活用した利用者等のニーズの把握と事業改善の取組みは高く評価された。